

【学生】

情報へのアクセスに関する対策ガイドライン

制 定 日：平成 18 年 4 月 20 日

最終修正日：平成 21 年 2 月 18 日

目 次

1. 目的	1
2. 基本的な考え方	1
3. 定義	1
4. 情報へのアクセスに関わる対策ガイドライン	1
(1)対策ガイドライン	1
ア. 情報へのアクセス	1
イ. 利用権限の管理	1
①. パスワードの管理・使用	1
②. 開放エリアに設置されているコンピュータ	2

1. 目的

この対策ガイドラインは、学校法人愛知大学(以下、「大学」という)の情報セキュリティポリシーに基づくとともに、大学の情報資産が、改竄や破壊から保護され、定められた方法で常に利用できる、情報のセキュリティを確保した状態で、情報の利用が行われることで、大学運営の安定、継続、繁栄に寄与することを目的とする。

2. 基本的な考え方

情報のセキュリティを確保した状態で、大学の情報を利用するため、別途定める「情報セキュリティ対策基準」に則った、適用すべき情報へのアクセスのための対策ガイドラインを策定する。

3. 定義

別途定める「情報セキュリティ対策基準」の定義に準ずる。

4. 情報へのアクセスに関わる対策ガイドライン

(1)対策ガイドライン

ア. 情報へのアクセス

情報へのアクセスについては、大学が正当と認める学生が利用上の必要性に応じて確実に必要な情報へアクセスできるとともに、情報を利用する権限のない者による情報へのアクセスを防止するため、学生は情報へのアクセス権限を適切に管理しなければならない。

イ. 利用権限の管理

情報へアクセスする権限のない者による情報の不正利用を防止するため、学生は情報へのアクセス権限を適切に管理しなければならない。

①. パスワードの管理・使用

学生は、パスワードの選択及び使用に際して、以下のようなセキュリティ上の対策を実施しなければならない。

- A) パスワードを秘密にしておく。
- B) パスワードのメモは作らない。ただし、メモが安全に管理される場合はその限りではない。
- C) システム又はパスワードに対する危険の恐れがある場合は、速やかにパスワードを変更する。
- D) 最低6文字長の有効なパスワードを選択する。その文字列は次の条件を満たすものがよい。
 - 覚え易い
 - 他の者が、当人の関連情報、例えば、名前、電話番号、誕生日などから容易に推測できる事柄に基づかない。
 - 連続した同一文字、もしくは数字だけ又はアルファベットだけの文字列でない。
- E) パスワードは定期的に、もしくはアクセス回数に基づいて変え、古いパスワードを再

使用したり、循環させて使用したりしない。

- F) 仮のパスワードは、最初のログオン時点で変える。
- G) マクロ・キー又はファンクション・キーなどに記憶されている、自動ログオン・プロセスにパスワードを含めない。
- H) Web サービス利用時にユーザ ID 及びパスワードを入力する場合は、Web ブラウザにそれらの情報を保存しない。保存した場合は、履歴を削除する。
- I) 個々のユーザのパスワードは他の人と共有しない。
- J) 学生が複数のサービスにアクセスする必要があるあって、複数のパスワードを維持することが要求される場合、パスワードを適切に保護しているときは、学生は一つの質のよいパスワードを用いてもよい。

②. 開放エリアに設置されているコンピュータ

開放エリアに設置されているコンピュータを不正なアクセスから保護するため、学生は、次の対策を実施しなければならない。

- A) 開放エリアに設置されているコンピュータは、利用が終了した時点で電源を切る。
- B) コンピュータを利用中に席を外す場合は、許可されていない使用からセキュリティを保つため、キーロック又は同等の管理策(例えば、パスワードアクセス)によって保護する。ただし、長時間使用しない場合は、コンピュータの電源を切る。